# F成20年度

# 個 一人住民税に係る税 TE

## 争度間の所得の変動に伴 う経過措置について

得税がかからない場合は、 成19年中の所得が大きく減少し、 額となり、 税の増額分が平成19年分所得税で減 民税の税負担が変わりました。 金額がなくなってしまいます。 せた負担は変わりありませんが、 の所得変動が少ない場合は、 税源移譲に伴 市県民税と所得税を合わ 平成19年度市県 減額する 市県民 毎年 平. 所

割額を税源移譲 す場合には税源移譲がなかったこと 増を調整するため、 このような所得の変動に伴う負扣 すこととされました。 平成19年度市県民税の所得 前の税率で計算しな 次の条件を満た

### 人的控除の差額

控 障

夫)控除

配 偶

者

控 除

別控除

扶

養

控

除 者

(計算式①と②の両方に該当する方) |平成19年度市県民税の課税所得

目

19年分の所得税がかからない

▼おおむね次の方が対象者です。 平成18年分に所得税がかかり、

平

方

(1) 金額 (申告分離課税分を除く)

<

所得税との人的控除の差の合計額

項

その他障害

特別障害者

特別の寡婦

その他の寡婦

般

般の同居特別障害者

老人の同居特別障害者

配偶者の所得が38万円超40万円未満

配偶者の所得が40万円超45万円未満

般の扶養親族

特定扶養親族

老人扶養親族

同居老親等

基礎控除(納税者全員)

-般の同居特別障害者

特定の同居特別障害者

老人の同居特別障害者

同居老親等の同居特別障害者

差

住民税

260,000

300,000

260,000

300,000

330,000

560,000

380,000

610,000

330,000

330,000

330,000

560,000

450,000

680,000

380,000

610,000

450,000

680,000

所得税

270,000

400,000

270,000

350,000

380,000

730.000

480,000

830,000

380,000

360,000

380,000

730,000

630,000

980,000

480,000

830,000

580,000

930,000

額

10,000

100,000

10,000

50,000

50,000

170,000

100,000

220,000

50,000

30,000

50,000

170,000

180,000

300,000

100,000

220,000

130,000

250,000

50,000

(単位:円)

合計課税所得金額 金額 考  $\geq$ 

譲渡所得+株式等に係る課税譲渡 課税長期譲渡所得金額+課税

所得金額等

## 平成20年度市県民税の課税所得 (申告分離課税分を含む)

所得税との 人的控除の差の 合計額

参

申告分離課税所得金 課税総所得金額十課 課税山林所得金額 税退職所得十 短期

2

В いて計算し100円未満切捨) 整控除以外の税額控除の適用を除 %)を適用した税額 税源移譲前の税率 (定率減税前· 5 • 10 13

過措置 125万円以 まれた方で、 る方は3分の2の額となります。 ただし、 満切捨) (昭和15年1月2日以前に生 老年者の非課税規定の 下の 前年の合計所得金額が 方 に該当してい

# 【計算方法(減額する額)】

県民税を税源移譲前の額まで減額) ついて、次のA-Bの金額 平成19年度の合計課税所得金額に (19年度市

して調整控除を行った後の税額 税源移譲後の税率(10%)を適用 調

平均課税の適用なし・100円未

## 【手続き】

められている方は還付となります の徴収金がある場合は充当され、 民税にのみ適用されます。また、未納 19年度市県民税を納めた市町村)に 平成19年1月1日現在の住所地(平成 過した日の前日)の1か月の期間内に 日(7月1日以後に適用を受けること 「市県民税減額申告書」を提出します。 この経過措置は、 .なった方は、その日から1か月を経 対象者は、平成20年7月1日から31 19年度分の市

### e-Tax ご利用しませんか!

380,000 330,000

e-Taxを利用すると、 自宅やオフィスからインターネットで国税 に関するさまざまな手続きができ、税務署などに出かける必要がなく なります。

e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署 名及び電子証明書を併せて送信した場合には、所得税額から 5,000円 (その年分の所得税額を限度)を控除(平成19年分または平成20年分のいずれか1回、電子証明書等特別控除)することができます。この特別控除の適用を受けるには、住民基本台帳カード(電子証明書

付)が必要です。カードの発行は、住民登録のある市の窓口(市民課)と なりますので、早めの準備をお勧めします。

詳細については、太田税務署(☎0294-72-2171)にお問い合わせ ください。

## )住民税の住宅借入金等特 別控除(住宅ローン控除)

平成20年度以降の市県民税からこの 宅ローン控除)に控除しきれない額 控除しきれない額が控除できること が生じた場合は、一定の事項を記載 所得税の住宅借入金等特別控除(住 の所得税額が減少することにより、 とされました。 した申告書を提出することにより、 税源移譲に伴い、平成19年分以降

平成18年までの入居者 除の適用を受けていた平成11年から 税源移譲前に住宅借入金等特別控

# 【計算方法(控除額)】

①税源移譲前の税率で算出した住宅 ②税源移譲後の税率で算出した住宅 借入金等特別税額控除額 次の①から②を差し引いた金額 借入金等特別税額控除額

告書」を提出します。 村へ「住宅借入金等特別税額控除申 現在の住所地(住民税課税) 月17日)までに、その年の1月1日 対象者は3月15日(平成20年は3 の市町

月 15 日 がない)の方は、「住宅借入金等特別 に市町村に提出します。 税額控除申告書」と源泉徴収票を3 会社で年末調整のみ(申告の必要 (平成20年は3月17日) まで

> さい。 確定申告書の提出先に提出してくだ [書を提出される方は税務署等、 この申告は毎年必要です。確定申

\*この税額控除は平成20年度分から 平成28年度分までの市県民税にお いて適用されます。

# 地震保険料控除について

ます。) 保険料控除が適用されます。 くなります。 し、これまでの損害保険料控除はな 平成20年度分の市県民税から地震 (一部経過措置があり ただ

# 【対象となる地震保険】

による損害です とする火災・損壊・埋没または流出 による津波を直接または間接の原因 は、地震もしくは噴火またはこれら できない)します。対象となる損害 たちで契約(単独で契約することは ある主契約の火災保険に附帯するか 地震保険とは、損害保険の一 種で

### 【経過措置】

は除きます。 月1日以後に保険料を変更した場合 することができますが、平成19年1 料については、これまでの損害保険 されますが、平成18年12月31日以前 料控除 (上限10,000円) を適用 を保険期間開始とする長期損害保険 これまでの損害保険料控除は廃止

### 控除額

わります。 保険の契約状況により控除額が変

措置が終了し全額負担となります。

平成18年度 平成17年度

2/3を減額

非課税

られていましたが平成20年度は、経過

除額
4の1/2(上限25,000円)
000円以下の場合は全額
5,000円から15,000円の 保険料の1/2十2,500円
5,000円以上の場合は、
25,000円(長期損害保険 000円)
控除と地震保険控除の

加入している保険	控 除 額
①地震保険のみに加入	支払った保険料の1/2(上限25,000円)
②長期損害保険のみに 加入	支払い保険料5,000円以下の場合は全額
	支払い保険料5,000円から15,000円の 場合は、支払い保険料の1/2十2,500円
	支払い保険料15,000円以上の場合は、 10,000円
③長期損害保険と地震保 険の2つの保険に加入	合計して上限25,000円(長期損害保険 部分は上限10,000円)
④1つの保険で長期損害 保険と地震保険が備	長期損害保険控除と地震保険控除の どちらか選択

### 【手続き】

てください。 から発行される控除証明書を提出し 申告や年末調整の際に、保険会社

て、次の算式により計算した金額を

償却費の額として、1円まで償却す

# ◎老年者非課税措置の廃止

平成19年度まで減額の経過措置がと この措置が廃止され平成18年度から に負担を分かち合うという観点から、 課税でしたが、年齢に関わらず公平 方は、市県民税が平成17年度まで非 万円(年金収入で245万円)以下の 方で、前年の合計所得金額が125 昭和15年1月2日以前に生まれた

平成20年度 平成19年度

全額負担

1

/3を減額

# ◎減価償却制度の改正

減価償却資産について、新たな償却 ました。 いて1円まで償却することになり 方法により耐用年数経過地点にお 平成19年4月1日以降に取得する

## (定額法) 償却費=

わっている保険に加入

の達した年分の翌年分以降にお 限度額まで達している場合には、そ 算入された金額の累積額が償却可能 減価償却資産について、 定率法)償却費= 期首未償却残高×定率法の償却率 取 得 平成19年3月31日以前に取得した 価 格×定額法の償却率 必要経費に

償却費 =(取得価格-取得価格の95 20年分以降について適用されます。 ることになりました。ただし、平成

I

1円) ÷5

7